

II 様々な人権問題

すべての人間は、生まれながらにして、自由・平等であり、人間らしく生きる権利を持っています。このことは、誰も侵すことができない永久の権利として憲法に定められています。では、本当に、わたしたちの社会は、このような権利が十分に尊重されているといえるでしょうか。わたしたちの身近な生活の中で、人権が不当に侵されている事実はたくさんあるのです。

現在もなお存在する深刻な差別 —部落差別(同和問題)—

明治時代になって、江戸時代の身分制度は廃止されました。しかし、武士、百姓、町人とは別の身分とされた人たちが、生まれた場所や住んでいる場所などの理由だけで、現在でも避けられるという差別が起こっています。これを部落差別(同和問題)といいます。だれもが生まれながらに持っている権利が奪われてしまうという大変な問題です。

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」
1965(昭和40)年「同和対策審議会答申」から

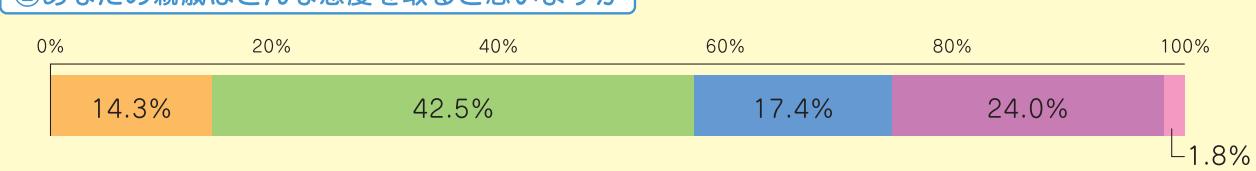
依然としてある差別

仮に、あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚したいと言っている相手が同和地区出身者だとわかった場合

①あなたはどんな態度を取ると思いますか



②あなたの親戚はどんな態度を取ると思いますか



2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

「人権に関する市民意識調査」によると、自分の子どもと同和地区出身者の結婚について、自分がとる態度として「まったく問題にしない」とする人は34.1%にとどまっています。さらに、親戚が「誰もそれを問題にしないだろう」とする人は17.4%にすぎず、同和問題の根深さがうかがえます。

さらに、同和問題に関して「特に問題は起きていない」と思っている人は9.5%で、60%弱の人は同和地区出身者に対して、何らかの差別があることを認識しています(P15参照)。

部落差別の現状

結婚差別

結婚をする際に家柄にこだわる慣習があります。そのような意識が強い場合、同和地区出身者と結婚すると血縁関係が生じるため、家族や親戚が結婚を反対することがあります。同和地区出身者と分かると結婚を許さなかったり、無理矢理、結婚当事者同士を引き離したりすることも行われてきました。そのため、仮に結婚できたとしても、それは親族の祝福がない駆け落ち同然のこと多くありました。また、結婚差別を受け、自ら命を絶つという悲しい事件も起きました。探偵社や興信所に身元調査等を依頼し、同和地区出身者であるかどうかを確認するという差別的な行為も行われていたのです。

就職差別

採用に際して本籍を調べる慣習は、身元を確認するために明治時代の頃からあったといわれています。しかし、調査結果には偏見や風評が入りやすく、真実がゆがめられることがありました。同和地区に対する偏見が社会の中に根強く残っていたため、同和地区出身であるという理不尽な理由だけで不採用とする差別選考が行われ、青年たちの夢を奪ってしまう事件が起こっていたのです。

戦後、人権を尊重することの大切さが社会に浸透し、このような差別選考の問題が指摘されるようになつたのですが、人々の中にある差別意識が解消されていなかつたため、ひそかに探偵社や興信所に身元調査を依頼する企業が後を絶たなかつたのです。

部落地名総鑑事件

戸籍法一部改正(1976(昭和51)年)により身元調査が困難になると予想した業者が全国各地の被差別部落の地名、所在地、戸数等を記載した書籍をひそかに販売。220社もの企業が購入していたことが(1975(昭和50)年)12月の人権週間のさなかに発覚した。

このような差別的な身元調査が行われる中、探偵社や興信所には同和地区の情報が集まり、「部落地名総鑑」という差別図書が生み出されました。作成販売者の証言によると、結婚や採用で同和地区出身かどうかを調査することが多かった経験から、「部落地名総鑑」を出せば売れると思ったことが動機だったようです。企業自体が同和地区に対する差別体質を持っていたために、採用における同和地区出身者を排除するのに使っていました。また個人の場合は結婚相手の身元を調べることが目的でした。このことが大きな事件として取り上げられ、部落地名総鑑は全て回収されました。その後も減ってきたとはいえ、依然として身元調査等が行われています。

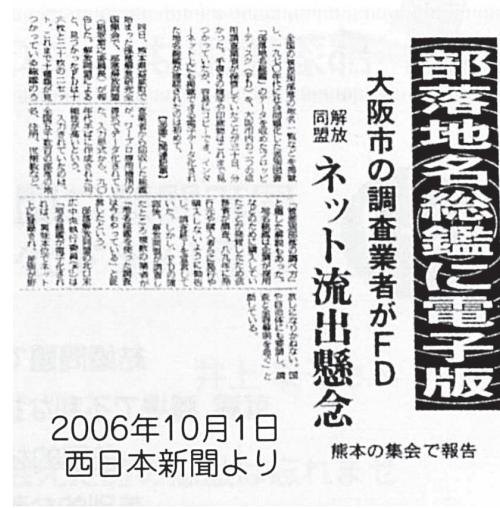
～結婚をめぐって～

2008(平成20)年9月、近畿地方のある県で、男性の結婚をめぐって、親族と名乗る女性が、相手の女性の身元調査を、電話で市役所に問い合わせるという差別事件が発生しました。電話は一方的で、地名を告げ「同和地区かどうか教えてほしい」と言ってきました。理由を聞くと「結婚を考えているので出身地を知りたい、どこで聞けば教えてもらえるのか」と述べ、「どこでも、そういったことはお教えできません」と答えると、「教えてくれないなら、早く言ってくれればいいのに」と言って電話は切れたそうです。

情報化社会の中で

2006(平成18)年10月、部落地名総鑑の電子版が見つかったと新聞で報道されました。全国の被差別部落の地名、住所、世帯数などのデータを収めたフロッピーディスクを、大阪市内の二つの信用調査業者が保管していたとのことです。

このことは、身元調査などが今現在も行われていることを物語っていると同時に、大量の差別情報がインターネットによって瞬時にばらまかれる可能性も含んでおり、深刻な問題であると言えます。

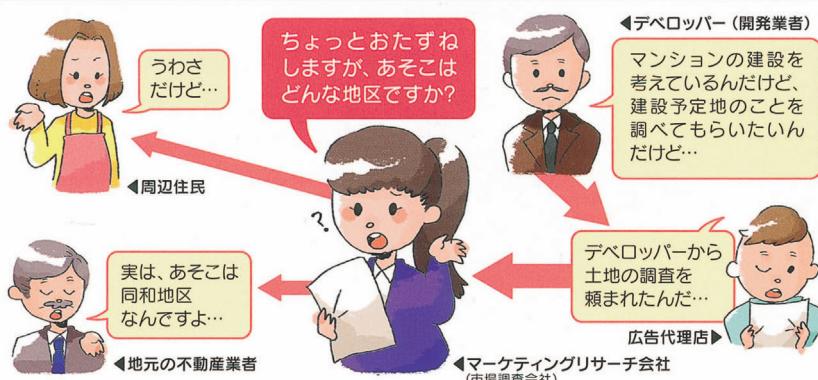


土地差別－同和地区かどうか－

- 2002(平成14)年4月、西日本のある建設会社社員が、同和地区を市役所に問い合わせる
- 2004(平成16)年5月、大手企業社員が顧客の引越し先が同和地区であることを告げる
- 2007(平成19)年7月、大阪市内の調査会社が、マンションなどの建設予定地周辺の立地条件を調査する際に同和地区の所在地などを詳細に調べ依頼主に報告していたことが判明する
- 2011(平成23)年2月、東京都内の不動産会社の社員が、顧客からの依頼を受け、同和地区を区役所に問い合わせる

戸籍をめぐる問題と重なるものとして、近年発覚している「土地差別調査事件」があります。「土地差別調査」とは、不動産の取引や購入、賃貸などにあたって、その物件と同和地区との関係をたずねたり、調べたり、教えたりすることです。2007(平成19)年には、調査会社が、同和地区の所在地などの情報を報告書としてまとめ、依頼主に提出していたという事件が発覚しました。

土地差別調査の実態①「調査依頼」

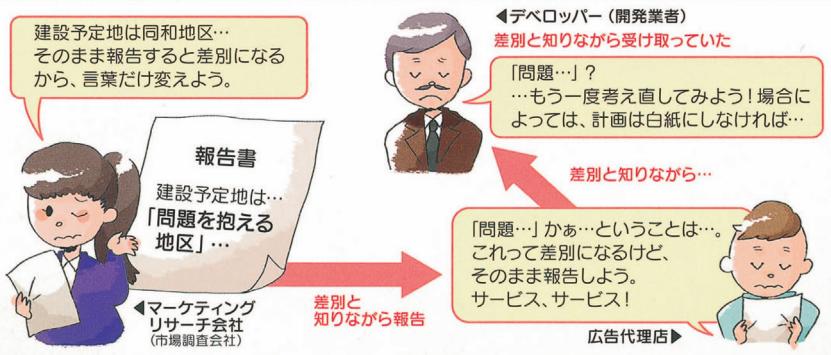


事件を起こした調査会社、広告代理店、デベロッパー(開発業者)はもちろんのこと、それを求める市民の姿が見えてきます。人々のなかに根強くある忌避意識の存在は、同和地区の土地に対する差別が今日なお厳しく残されている現実を浮かび上がらせています。

結婚差別、就職差別、土地差別に共通するのは、「自分が同和地区出身者と見なされたくない」という心の奥底にある意識です。

このような「避ける意識」は、差別が現実にあるということが前提となります。差別があるということは、差別に苦しんでいる人がいるということを忘れてはいけないのでしょうか。

土地差別調査の実態②「調査報告」



部落差別の歴史①～古代から中世～

差別された人々

中世(鎌倉時代～室町時代)になると、「ケガレ」が生じたら、それを「キヨメ」(清め)が必要という考え方が広がり、「キヨメ」にたずさわる人々があらわれるようになりました。彼らは寺社に仕えて、「葬送」「死牛馬の処理」「行刑」「造園」「掃除」などの役目をはたしましたが、これらは、いずれも「キヨメ」であり、このようなことは社会生活を送るうえで、どれも大切な役目であったことはいうまでもありません。ところが当時の人々は、このような「キヨメ」にたずさわる人々を特別視して、差別するようになったのです。

そのような中世の被差別民の代表が「河原者」と呼ばれた人々です。記録では、平安時代の中頃に登場しますが、その呼び名は河川の近くに住んだことによると言われています。中世においては、無税の地であった河原には、ききんなどにより生活の糧を失った人々が移り住み生業を営んでいたのです。ちなみに、いつも洪水などの自然災害に見舞われる河原などは、人智・人力の及ばない神の手にゆだねられた神聖な場所という観念があったと説く学説もあります。

古代からあった「ケガレ」の意識

「ケガレ」というのは、特定の人や物、場所などをけがれているとして、嫌い避けようとする観念で、古代から世界の各地で見られました。日本では3世紀前後、邪馬台国のかろ「水浴」をして死の「ケガレ」を祓う風習があったことが「魏志倭人伝」によって伝えられています。平安時代には、人や特定の動物(牛、馬、羊、犬、豚、鶏)が死んだ際や出産の時などに一定の「ケガレ」が生じ、また、けがれたものや人に直接触れたりすると、それが伝染する(927年「延喜式」と考えられています。さらに、謀反を起こしたり神社や神物を汚損したりすると「ケガレ」が生じるとされ、「ケガレ」に触れた人は、ある一定の期間、神社に参つたり神事に参加したりすることは慎まなければならぬとされました。

日本文化の創始者

能楽や日本庭園は、日本文化を代表する伝統文化です。能楽といえば世阿弥の名が浮かびますし、その父である觀阿弥もまた有名です。この親子は、南北朝から室町時代にかけて活躍し、能楽を不動の地位に築き上げました。とくに世阿弥は50余曲の作品を残し、その多くは今でも演じられ中世人の情感を伝えてくれています。また、「山を築き、水を引く」技術においては比べものなしと賞賛された善阿弥は、庭園作りの名手でした。これらの人々は、河原者の出身ですが、文化創造の「特別の能力」を持った人として畏怖の念で見られ、将軍などから保護を受けて活躍しました。

中世の末、戦国時代になると武具や馬具の需要がこのほか多くなりました。戦乱の世の必需品だからです。これに使う皮革の需要と技術も大いに高まりました。これに応えたのが、皮なめしや革製品づくりの技術に長じていた人々です。「かわた」と呼ばれた革産業にたずさわった人々は、戦国大名の求めに応じながら、その職能を高めていきました。

～伝統文化の創造～

銀閣や龍安寺の庭園のような、石や立ち木をたくみに配置した庭園がつくられましたが、これに力を発揮したのは河原者とよばれていた人々でした。能楽や庭園など、この時代の芸能、建築に優れた才能や技術を発揮したのは、このころ身分的に差別をされていた人々でした。



龍安寺 庭園

部落差別の歴史②～近世～

身分による厳しい差別

太閤検地や刀狩などによって定まった身分は、江戸時代になってさらに強まりました。身分は、武士と百姓、町人に大きく分かれ、これらの身分とは別に、えた身分、ひにん身分などがありました。

えた身分は、農業に従事して年貢を納めるとともに、死んだ牛馬の解体や皮革業、雪駄生産、芸能なども行っていました。そして役目として犯罪者の捕縛や牢番などの役人の下働きを務めました。ひにん身分も、役人の下働きを務め、芸能などで生活しました。これらの身分の人々は、他の身分から厳しく差別され、村の祭礼へ参加することができませんでした。

さらに、差別された人々には、「ケガレ」意識を生み出し忌み嫌われるような役目(死んだ牛馬の処理をして革を納めることや火葬、埋葬など)も

課せられていたため、差別意識は一層強められたのでした。

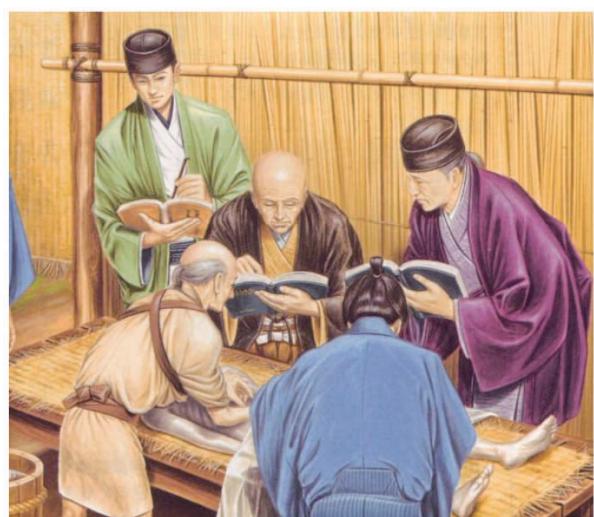
また、幕府や藩により、住む場所や職業も制限され、服装をはじめ、様々な束縛を受けました。これらのことは、えた身分、ひにん身分とされた人々への差別意識を強める働きをしました。これは、それぞれの身分のあるべき姿を強め、社会全体の秩序を引き締めるためでした。この結果、百姓身分の人々が優越感をいただき、幕府や藩への不満をそらすことにもなりました。また、差別された人々の中にも差別をつくっていました。ひにん身分は、えた身分より低い位置とされていましたが、「足抜き」と言って、元の身分に戻ることができる余地を残したのです。これは、差別されていた人々を互いに差別させるという巧妙な政策でした。

社会や文化への貢献

差別が強まる一方で、差別された人々は、農業を営みながら暮らしに必要な生活用具を専門につくったり、伝統的な芸能を伝えたりするなど、日本の社会や文化を支える一役を担い、なくてはならない存在でした。

～医学の発展を支えた人々～

小浜藩(福井県)の医者杉田玄白や中津藩(大分県)の医者前野良沢らは、実際の解剖に立ち会い、オランダ語で書かれた人体解剖書の正確さにおどろき、苦心して翻訳し、「解体新書」と名づけました。また、このとき実際に解剖をしながら説明を行ったのは、当時、百姓や町人とは別に厳しく差別された人々の一人でした。かれらの持つ技術や知識が、医学の発展を支えたのでした。



解剖の様子(想像図)

差別の強化

江戸時代の中頃になると、商品経済の発展とともに身分をこえて人々が交流するようになり、武士を中心とした支配の仕組みがだんだんと搖るぐようになってきました。

農村では、豊かな民が土地を買い集めて大地主化する一方、都市には、故郷の村を去った貧しい人々が流入し、人々の間に貧富の差が広がり、新しい社会問題が起こりました。その上、洪水や干ばつなどの天災に見舞われ、農村の生活はたいへん厳しくなってきました。幕府や藩は、このような社会の変化に対して村人の離村を制限したり、

風俗制限の「達」

被差別部落の者は、近頃身分を忘れ平人と問題を起こすことがあるので、次のようなことを申しあげます。

近頃、身分を忘れ心得ちがいの者が多い…。これまでには、格別の配慮をしてきたが、これからは、平人に紛れないよう男女とも羽織はもちろん、しまの紋付き衣類などは身につけることのないようになさい。

とは言ってもすぐにはできないと思われる所以で当分の間、今までの衣類のえりに白の半えりをしなさい。今後無紋など決められた衣類ができあがったら申し出て着用するようにしなさい。

1845(弘化2)年「府内藩記録」

しかし、圧政に苦しめられた人々は、差別に屈せず、団結して各地で大名に抵抗しました。県内の杵築藩では、1805年、支配体制を強化するため、被差別部落の人々であることが一目でわかるように水色の襟かけを強制しようとした。これに対して、被差別部落の約半数200名は隣の島原領(豊後高田)に逃散しました。その後、杵築藩は2ヶ月程で「達」を事実上引っ込め、被差別民衆の勝利で一揆は終結しました。(浅黄半襟拒否一揆)

生活を切り詰めさせたりしました。さらに、幕府財政のたてなおしのために年貢率を高め、取り立てを厳しくしたため、人々はしだいに不満をつのらせ、各地で百姓一揆が目立つようになってきました。

そこで幕府は、支配体制の引きしめをはかるため被差別部落の人々に対する差別を強化する「達」を出しました。諸藩では、家のまわりを竹垣で囲ませる、胸に毛皮の目印をつけさせる、渋染の着物をまとわせる、外から家の中が見えるように長窓を開けさせるなど、いろいろな制限を加えました。府内藩でも同じような「達」が出されました。

～豊かだった被差別部落～

江戸時代の後半、日本の人口は横ばいになります。新田開拓も限界となり、人口の増加に必要な食料が不足したことが一番の原因と考えられています。そのような中、多くの被差別部落では人口が増加しているのです。これは、厳しい差別のなかにあっても助け合いながら生活を高めていき、人口増加を支えるだけの食料つまり経済力を持っていましたといえるのです。

また、1856年、岡山藩でも、「これまで所持している粗末な木綿の着物ならしばらく着用してよい。持っているものでも、紋付きはいけない。藍染・渋染の外は決して新調(購入)してはならない」と被差別部落の人々に命じたため、服装などにまで加えられた制約に対して、数千の人々が立ち上がり、大きな犠牲を払いながら、無紋の藍染・渋染を着用させる差別政策を撤回させました。(渋染一揆)

解放へのあゆみ①～明治から戦前～

解放令

明治時代になり、新政府は、新しい世の中をつくるため、様々な布告を出しています。

1871(明治4)年8月、「えた・ひにん等の称を廃し、身分・職業とも平民同様たるべきこと」という、いわゆる「解放令」が出されました。被差別部落の人々は、「解放令」によって平民とされ、法律の上では平等になりました。しかし、政府は、部落差別をなくすための積極的な施策をとりませんでした。

1872(明治5)年に新しくつくられた戸籍(戸申戸籍)には、「華族」「士族」「平民」の他に一切の差別的な呼び方など記入してはならないという政府の方針が出されました、「新平民」と付記されるようになりました。

職業の面でも、これまで高い技術で保ってきた伝統的な皮革の仕事などが、工業化の進む中で大企業などに次々と奪われました。また、近代的な警察の整備で警備等の仕事からも追われ、生活は一層苦しくなっていきました。

明治の中ごろになると、近代工業が発達して、市場を海外にまで求めるようになりました。資源に乏しい我が国では、安い賃金で価格をおさえ国際競争に勝たねばなりませんでした。こうした状況のもと、それまで被差別部落の人々が担っていた産業は、進出してきた大企業等に奪われてしまいました。これまでの生業などを奪われた被差別部落の人々の生活は、社会に残っていた差別意識により社会進出が阻まれてしまったため、苦しくなっていきました。このような中で、生活改善運動が高まり、団結することで差別撤廃をめざす運動へと発展していきました。

～商人にとって解放令とは…～

商人たちは「解放令」を歓迎しました。江戸時代まで被差別部落において主要産業であり、大きな利益を上げていた皮革産業への進出を、商人たちは、ねらっていたのです。「解放令」の中にある「身分 職業 共平民同様とす」という言葉は、誰でも皮革産業に参入ができることも意味していました。これ以後、商人たちは、巨大な資金を背景とし、各地で皮革産業の経営を始めていきます。こうした状況の中、被差別部落の皮革産業は、徐々に衰退していきます。

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」

－水平社宣言から97年－

大正時代になり、人々の「人権」への目ざめが、労働争議、小作争議、普通選挙要求運動、婦人運動、民主主義を求める大正デモクラシーへと発展していきました。

このような中で、差別からの解放を願う被差別部落の人々は、自らの手で人間としての平等を勝ち取り、差別からの解放をめざす運動(部落解放運動)を進めました。

1922(大正11)年、京都で「全国水平社」が結成され、運動は全国に広がっていきました。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と結ぶ水平社宣言は、我が国最初の人権宣言とも言われ、人々の血をわきたたせ、人々を差別からの解放に大きく立ち上がらせたのです。水平社運動は、大人だけの運動ではなく、子どもも多数参加し、全国各地に広がりました。大分県では、1924(大正13)年、別府市において、大分県水平社の創立大会が開催されました。しかし、昭和の初め頃から、軍国主義が次第に国内を支配していき、人間の権利や自由よりも戦争への協力を強いられるようになっていったのです。水平社運動も厳しい弾圧を受け、運動は事实上とだえるという事態になりました。



解放へのあゆみ②～戦後～

戦後の部落解放運動

戦後、日本は、民主国家をめざしてきました。解放運動はいち早く復活し、終戦の翌年には、全国水平社の伝統を受けついだ部落解放全国委員会が結成され、戦後の被差別部落の悲惨な生活を改善するため、部落産業の復活や農地の獲得などをめざす運動を展開しました。

そのような中、1951(昭和26)年、京都市でオールロマンス事件(京都市保健所の一職員が雑誌「オールロマンス」に被差別部落の実態をきわめて差別的に描いた小説を発表したという差別事件)が起こりました。事件後、部落差別と鬪う人々と京都市との話し合いが行われましたが、側溝や道路などの整備が放置されているところ、水道を引いていないところ、長期欠席児童の多い地域など様々な問題の重なったところが被差別部落だったのです。

この事件を契機に、人々が生活水準の低い暮らししかできない状態に置かれてきたことが差別であり、それをそのままにしてきたこれまでの政治にも問題があることが明らかになったのです。その後、日本の民主化を進めるすべての人々が手をつなぐことにより、被差別部落が解放されるという考え方方が芽生え、連帯の意識が全国的に広がっていきました。その結果、1961(昭和36)年に、国は、同和対策審議会を設置し、同和問題を解決するために本腰を入れ始めました。

同和問題の解決は、国の責務であり、国民的課題である

その後、同和対策審議会の答申が1965(昭和40)年に提出されました。「同和対策審議会答申」の理念を法律の中で具現化したものが1969(昭和44)年にできた「同和対策事業特別措置法」です。

「解放令」が身分制度を廃止するといううたいう文句にとどまったのに対し、この法律は差別をなくしていく具体的な施策を打ち出しています。

同和対策審議会答申が出されて、53年が経過しました。差別は解消に向かいつつあると見る人もいる中、2015(平成27)年度に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」からは、まだ差別が残っているこ

とがわかります。新しい形態の人権問題も出現してきていることから、わたしたちは、過去の歴史に学び差別をなくす取組を続けていくことが大切です。

同和対策審議会答申(前文)

- 同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。
- この問題をこのまま放置しておくことは断じて許されない。早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。
- 政府はこの答申を尊重し、有効な施策を実施して、この社会問題を解決し、あるべからざる差別の長い歴史の終止符が一日も早くうちたれるよう万全の処置をすべきである。

「同和対策事業特別措置法」より

- すべての国民は、同和対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない(第3条)
- 同和対策事業の目標は、対象地域における○生活環境の改善○社会福祉の増進○産業の振興○教育の充実○職業の安定○人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする(第5条)

同和問題を解決するための法律

1961	●同和対策審議会設置
1965	●同和対策審議会答申
1969	●同和対策事業特別措置法
1982	●地域改善対策特別措置法
1987	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
1996	●人権擁護施策推進法
1997	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 ●人権教育のための国連10年国内行動計画発表
2000	●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
2002	●人権教育・啓発に関する基本計画の策定
2016	●部落差別の解消の推進に関する法律

部落差別解消推進法の施行

2016(平成28)年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、部落差別解消推進法)が公布・施行されました。

部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

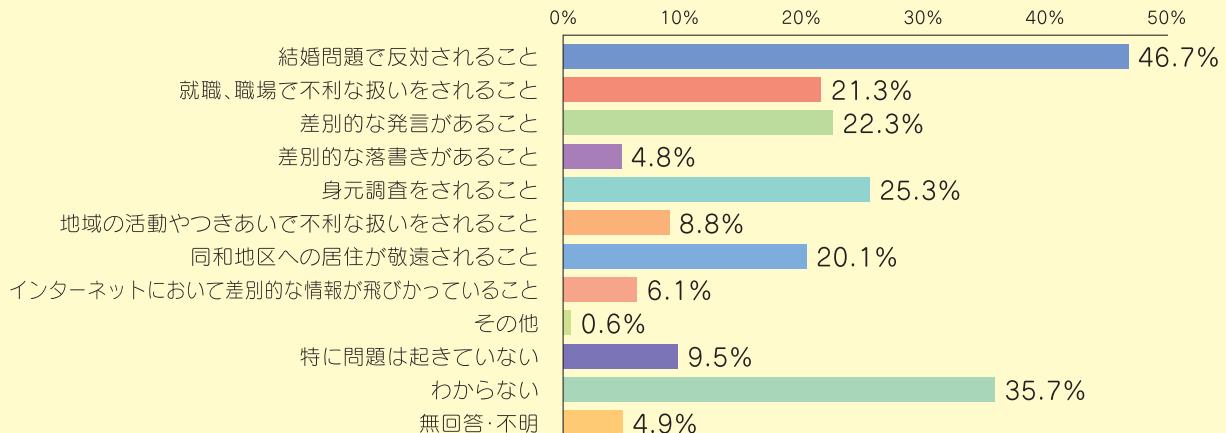
附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2016年(平成28)年は「部落差別解消推進法」だけでなく、「障害者差別解消法」(4月1日施行、P22参照)、「ヘイトスピーチ解消法」(6月3日施行、P24参照)といった、人権に関する法律が次々と施行されました。人権を守る取組は着実に広がりを見せてています。しかし、これは法律により守らなければならぬ人がいる、ということの裏返しでもあります。

法律や制度を整えていくことは大切です。ただし、それを生かしていくのは他ならぬわたしたち自身の意識です。いわれなき差別に苦しむ人の立場に立ち、「なぜこの法律が必要なのか」「どのような困りがあるのか」を考えることが大切です。

あなたは、同和問題に関して、現在、どのような問題が起きていると思いますか。



2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

なぜ、部落差別解消推進法ができたのでしょうか。

この法律ができた背景や、部落差別は許されず解消することが重要な課題であることが第一条(目的)、第二条(基本理念)で示されています。その中でも、部落差別の現状を示しているのが次の二つの点です。

現在もなお部落差別が存在する

「人権に関する市民意識調査」から「結婚問題で反対されること」をはじめ、「就職・職場で不利な扱いをされること」「差別的な落書きがあること」「同和地区への居住が敬遠されること」などで差別があるという認識を市民がもっていることが分かります。一方で、9.5%の人が「特に問題は起きていない」、35.7%の人が「わからない」としています。しかし、法務省が分かっているものだけでも、毎年ほぼ100件以上の事例があります。そして、「差別を受けても、親を悲しませたくないという理由から告白しなかった」「同和地区出身ということを言わないといけないから、誰にも相談できなかった」などの差別を体験した人の声もあります。差別が厳しいからこそ、差別が見えにくくなっているのです。

「同和問題は同和対策事業の終了を持って解決した」「同和問題は過去の問題である」というような考え方には誤りがあり、現在のわたしたち一人ひとりの問題であることを認識する必要があります。

情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている

「人権に関する市民意識調査」では、現在起きている問題として「インターネットにおいて差別的な情報が飛びかっていること」という回答は、6.1%でした。見ようとしなければ見えにくい問題なのかもしれません。

しかし、インターネットでは、同和地区を名指しにした根拠のない中傷が横行しています。大阪府人権擁護課「ネット利用者用の掲示板など521本を調べると2186件の差別的な書き込みがあり、その6割が被差別部落に関するものだった」(2015年8月11日、西日本新聞より)と明らかにしています。また、2016年(平成28年)には、インターネット上で、全国の被差別部落の所在地などを掲載し

た「全国部落調査～部落地名総鑑の原典～」なる書籍の出版を予告するような動きがありました(地裁が出版・販売の禁止を命じる決定をしました)。



「慈愛のまなざし」
大分市人権フォトコンテストの作品

現在もなお悪質な部落差別によって傷つけられている人がいるということ、また、インターネット上の情報が部落差別を助長したり、新しい形の問題を生じさせたりしていることなどが背景となって「部落差別解消推進法」が施行されたのです。

部落差別をなくす取組のなかで

部落差別を解消しようとする様々な取組が、わたしたちの身近な暮らしの中の人権の擁護に深く結びついています。取組を進めるうえで何より大切なのは、わたしたち市民一人ひとりが主体的に学習し、行動していくことなのです。

戸籍の交付請求の制限

これまで、他人の戸籍を不正に取得し、身元調査に利用するなど悪質な差別事象が各地で発生していました。このことから、現在の法律では、他人の戸籍謄本などの交付請求で不当な目的によることが明らかな時は、市町村長が拒むことができると定めており、不当な手段により交付を受けた場合の罰則がつけられています。また、住民票など閲覧する場合、制限も設けられています。

就職の機会均等

今から40～50年前までは、採用の時、本人と直接関係のない、家族の学歴、親の職業、経済力などを判断材料にしている企業がたくさんありました。しかし、同和教育の取組が進められる中で、現在、本人の能力や適性のみで選考するようにされています。高校卒業予定者が就職の際に提出する「全国高等学校統一用紙」は、1996(平成8)年度から本籍・家族・保護者との手続きの欄が削除されています。2005(平成17)年度から、氏名の欄の押印不要、生年月日の欄に「平成」を追加、保護者の氏名欄の削除、志望動機欄の拡大、「所属クラブ等」を「校内外の諸活動」に変更するなど、より本人の能力や適性を生かせるものになりました。このように「全国高等学校統一用紙」は、変化をしてきました。

就職・進学の際の面接試験においても、本人の能力や適性のみで選考するようにされています。しかし、世間話のような流れの中で意図的に家族構成や父母の職業、血液型等を聞く不適切な質問があることがあるのも現実です。また、就学において女子やすでに高等学校を卒業した受験生が不利になる点数操作がおこなわれていました。「本人には責任のことではないか」「本人の努力では変えようのことではないか」、そういう視点をもつことが求められているのではないかでしょうか。

ある女子大学では、2020年度から自身の性自認にもとづき、女子大学で学ぶことを希望する人(戸籍上男性であっても性自認が女性であるトランスジェンダー学生)を受入れることを決定しました。

教科書の無償配布

差別により苦しい生活を強いられていた被差別部落の親たちにとって、子どもたちを学校に行かせることは、たいへん困難なことでもありました。本来無償であるはずの義務教育にお金がかかりすぎるということから、高知県内の親たちから起った教科書無償運動は、1964(昭和39)年から、すべての子どもに順次教科書無償を実現させました。このことは、国民全体の幸せと結びついています。

◆全国高等学校統一用紙

履歴書		写真をはる位置 (30×40mm)
ふりがな 氏名	性別	
生年月日 昭和・平成 年 月 日	生年月日 (西暦) 年 月 日	性別 男 女
現住所	平成 年 月 日	
ふりがな 連絡先	平成 年 月 日	

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合は記入すること)

学歴・職歴	平成 年 月	高等学校入学
	平成 年 月	平成 年 月
平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月

(履歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

資格等	資格等の名称	
	取得年月	資格等の名称
平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月

(応募書類 その1)

志望の動機	校内外の諸活動	
	志望の動機	校内外の諸活動
平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月

(志望の動機欄には、就職活動等の記入を控えます)

備考	備考	
	備考	備考
平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

採用においては、応募者本人をみて判断することが大切なのではないでしょうか。

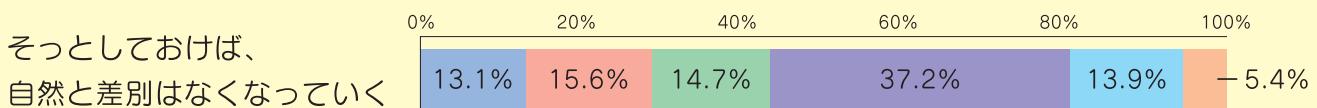
部落差別(同和問題)を温存・助長する考え方

～世間にとらわれていませんか～

わたしたちには「みんながしているから」「昔から言っているから」などの理由で事実をきちんと確認せずに、周囲の人の発言をうのみにしてしまったり、「自分だけが反対しても仕方ない」と周囲の行動に流されてしまったりすることはないでしょうか。このような「世間」に流されたり、気にしたりするわたしたちの生き方が、不合理な差別や偏見を温存・助長している一因だと考えられています。

寝た子を起こすな～そっとしておけば、差別は自然となくなる～

あなたは、同和問題の解決に向けて、次の意見に対してどう思いますか



■そう思う ■どちらかといえばそう思う ■どちらかといえばそう思わない ■そう思わない ■わからない ■無回答・不明

2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

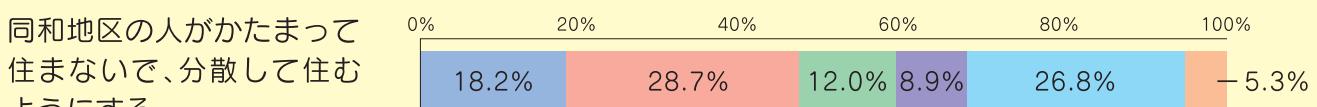
「人権に関する市民意識調査」からも28.7%の人が「そっとしておけば自然と差別はなくなっていく」と思っていることがわかります。「寝た子を起こすな」論は、「自分には関係ないから知る必要がない」、「何も知らない人に教えたらい差別が広がる」という考え方根底にあります。本当に知らないまま過ごしていくことが可能なのでしょうか。部落差別解消推進法(p14)において、「情報化の進展に伴い」と書かれているように、どこでも誰でも簡単に様々な情報を入手することができる時代です。そして、間違った情報もたくさん見られ、中には、悪意を持ってその情報を広げようと

する場合もあります。もし、間違った情報と出会い、うのみにしてしまったら…、誰もが差別の加害者になってしまう可能性があるのです。

また、「今ではもう差別がなくなっている」という考え方根柢にあります。部落差別解消推進法において、「現在もなお部落差別が存在することが示されました。よって、この考え方のもとでは、現在差別されている人は、差別がなくなるまで耐え続けなければならぬことになります。したがって、「そっとしておけば、差別は自然となくなる」という考えは間違っていると言わざるをえません。

部落分散論～犠牲者非難の考え方～

あなたは、同和問題の解決に向けて、次の意見に対してどう思いますか



■そう思う ■どちらかといえばそう思う ■どちらかといえばそう思わない ■そう思わない ■わからない ■無回答・不明

2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

「派手な格好だからセクハラにあうのだ」など、被害を受けた人や集団に対して、被害を受けた原因の一部やその全てを押し付けてしまうことがあります。この考え方は、差別を受けた人の心を二度傷つけ、声を奪ってしまいます。その結果差別が見えにくくなり、差別する側の人に注目することを妨げ、差別することを肯定することにつながります。

部落差別についても、「かたまって住まないで、分散して住むようにすれば差別はなくなる」という同

じような意見を聞きます。「人権に関する市民意識調査」からも46.9%の人が肯定する考え方であることが分かります。しかし、部落差別の存在理由を差別される側に押し付ける考え方であり、どこに住んでいても差別されないのが本来のあり方のはずです。また、本人に責任のない「生まれ」を否定し、さらには「自分の故郷を捨てるべき」と押し付けている理不尽さにも気付かなければなりません。

部落差別(同和問題)の解消に向けて

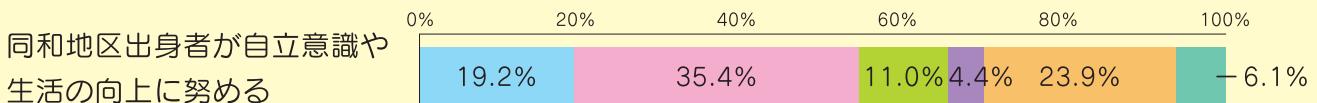
正しく知ることから 工セ同和行為～同和問題の悪用～

同和問題に無関係な人が、同和問題を口実に、営利行為を行うことを「工セ同和行為」と言います。

同和問題に関する図書の購入や工事の請負、融資などを強要する事例があります。このような悪質な行為は、同和問題に対する偏見や忌避意識に乘じるものであり、差別意識を植え付け、同和問題の解決を阻むもの以外なものではありません。こうした「工セ同和行為」に対応するためには、まず同和問題をきちんと理解することが大切です。

解決は誰の問題なの？

あなたは、同和問題の解決に向けて、次の意見に対してどう思いますか



■そう思う ■どちらかといえばそう思う ■どちらかといえばそう思わない ■そう思わない ■わからない ■無回答・不明

2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

「人権に関する市民意識調査」では、54.6%の人が、同和問題の解決のためには同和地区出身者が差別をされないように自立意識や生活の向上に努めるべきだと考えているようです。

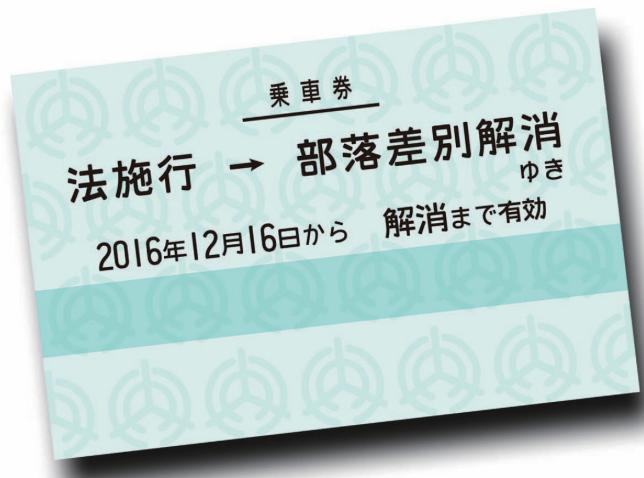
同和問題の解決はいったい誰の問題なのでしょうか。

同和問題が長い間社会の中から排除され、いまだに差別される人たちがいるというわが国固有の人権問題であることを考えたとき、**同和問題は、差別する側の問題であり、解決に向けての取組は、わたしたちみんなの課題であり責任である**といえるのではないでしょうか。何より「差別をする側」にいた場合、自分自身や家族をも差別し不幸にしてしまうことを考えると、差別は自分自身の問題であることは明らかのことです。

このような問題の解決には、まず理不尽な差別に気づくこと(人権感覚)、そして「差別を許さない」ということを行動で示していくことが大切です。気づくためには、差別の歴史や現状を正しく学ぶとともに、差別がどのようにして起こるのかという理由を学んでいくことが必要となります。さらに、そのような学びを広げていくために、相手のことを考えながら意見や気持ちを伝えあえ

る人間関係をつくっておくことも必要です。

わたしたちは、「やさしく話しかければ、やさしく応える」など、相手の痛みや悲しみ、喜びなどを自分のこととして感じることができます。感じたことを伝え合うことで強い絆で結ばれていきます。そのような絆の輪を広げながら人権問題について学習し、気づき、差別を許さないという強い気持ちを持続続けることが、差別をなくすことにつながっていくのです。



差別をなくすための行動を～登録型本人通知制度～

住民票の写しや戸籍謄本などは原則本人しか入手することができません。ただし、弁護士、司法書士、行政書士などのいわゆる8士業にのみ、「職務上請求」が認められています。この職務上請求用紙を悪用した不正取得が後を断たず、2011(平成23)年、1万件にもおよぶ司法書士らによる不正取得事件が起こりました。このような不正請求・取得を防止するための制度が**本人通知制度**です。

この制度は住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、その交付した事実を通知するものです。2012(平成24)年10月1日から、大分市においてもこの制度が始まっています。一度登録すると永年登録となり、また年齢に制限がなく、世帯の代表者がその同一世帯員をまとめての登録もできます。



多くの市民がこの制度に登録することで、不正に取得しようとする行為を抑止する力を高めることが期待できます。差別を許さない、という気持ちを行動に移せる市民が多くいるということは、差別のない大分市、みんなが暮らしやすい大分市を築いていくことにもつながります。**差別につながる身元調査を、わたしたちの「しない、させない、許さない」という気持ちと行動でなくしていくことが大切です。**

委任状を偽造し、他人の業、住民票や戸籍謄本などを不正に取得したとして、県警生活環境課と佐伯署は7日、長崎市文教町の探偵業、容疑者(65)を有印私文書偽造・同行使などの疑いで逮捕し、発表した。容疑を認めているといふ。

住民票などの写しを第三者が取得した際に、本人側に通知する制度がきっかけで発覚した。県によると、同制度を端緒とする県内での立件は初めて。

署などによると、田崎容疑者は今年1月中旬～2月上旬、委任状を偽造した上で佐伯市に住む60代男性の住民票と戸籍謄本の写しなどを郵送で請求し、不正に

県市町村振興課による登録していた。

県市町村振興課による登録は、個人情報が漏洩される可能性があるため、個人情報が不正に取得されると自体は防ぎにくい。

佐伯市は「不正取得があつたことは非常に残念。発行に際してはこれまで同様、慎重な審査を徹底して」とした。

住民票を不正取得 容疑者逮捕 本人側通知で発覚

2017年12月8日 朝日新聞より

子どもたちの未来のために

結婚差別やインターネット上の部落差別は、加害者が十分な学びがない中で、偏った情報に出会ったために差別意識を持ったことが大きな原因の一つとも考えられます。学校教育の中では、子どもの発達の段階に応じて、部落差別(同和問題)と正しく出合うことをもとに、社会に根強く残る部落差別を許さない人権意識の確立を図っています。

子どもに差別のない未来を残すためにも、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて学校と家庭や地域が連携を深めていくことが大切です。



「私たちの歩んだ道 子どもたちが歩む道」 大分市人権フォトコンテストの作品